

小坂町ごみ処理基本計画

令和3年3月

小 坂 町

目 次

第1章 計画の基本的事項	P 1 ～ 3
・第1節 計画策定の趣旨	P 2
・第2節 計画の概要	P 3
第2章 ごみ処理の現状と課題	P 4 ～ 1 0
・第1節 ごみ処理の現状	P 5 ～ 9
・第2節 ごみ処理の課題	P 1 0
第3章 ごみ処理基本計画	P 1 1 ～ 1 9
・第1節 ごみ処理の基本理念と基本方針	P 1 2 ～ 1 3
・第2節 ごみ処理排出量の予測と数値目標	P 1 4 ～ 1 5
・第3節 目標達成に向けた施策と展開	P 1 6 ～ 1 9

第 1 章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

近年、「大量生産・消費・廃棄」を基調とした経済活動やライフスタイルにより、廃棄物問題が多様化、増大しています。また、地球温暖化、森林の減少、生物の種の減少、エネルギー資源の枯渇など地球規模の様々な問題が生じています。

これらの問題は、豊かで便利な社会を求めた代償として環境破壊が進んだことが一因であり、今、持続可能な社会への転換を図るとともに、そのシステムの構築が強く求められています。

国においては、「環境基本法」や「循環型社会形成基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）や資源の有効利用促進に関する各種法令の整備を行い、3Rの推進による循環型社会の構築を目指しています。また、平成27年9月に国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されたことを受け、平成30年4月に閣議決定された計画となっています。さらに、令和元年5月には「プラスチック資源循環戦略」が策定され、プラスチックによる資源・環境両面の課題を解決する動きが強まっています。加えて令和元年10月には、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目指した「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されています。

本町では、平成12年に廃棄物処理法に基づき、ごみ処理計画を策定し、「ごみ減量化のための住民意識の啓発」「不用品の交換、集団回収」、「コンポスターの普及等のごみ減量化運動」を基本方針として各種取り組みを進めてきましたが、廃棄物の現状や社会情勢の変化を踏まえ、さらに適切に対応していく必要があります。

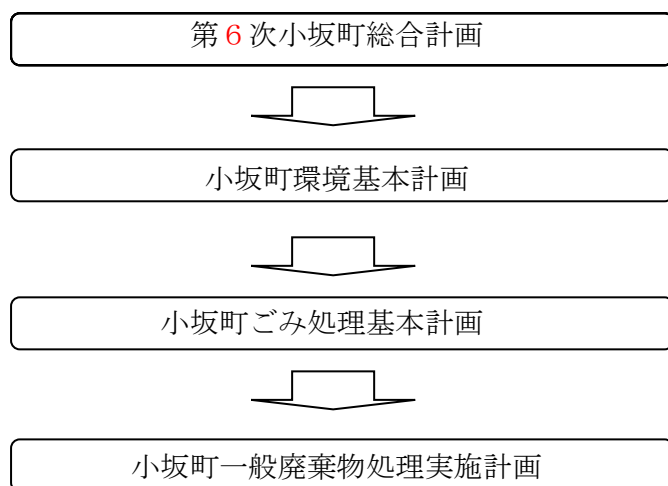
こうした社会情勢の変化に対応するため、平成23年3月策定した小坂町ごみ処理基本計画の見直しを行い、さらに環境への負荷をできるだけ低減させる循環型社会の構築に向け、小坂町ごみ処理基本計画の改定を行うものです。

第2節 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、第6次小坂町総合計画及び小坂町環境基本計画を上位計画とした、ごみ処理基本計画を策定します。

なお、本計画では、一般廃棄物処理の基本的事項や指針を定めるものとし、実施に関する事項は、毎年作成する小坂町一般廃棄物処理実施計画において定めるものとします。



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。なお、この計画はおおむね5年ごとに見直しを行うほか、本町の廃棄物行政を取り巻く諸情勢に変化等があった場合には適宜見直しを行うこととします。

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

(1) 収集運搬

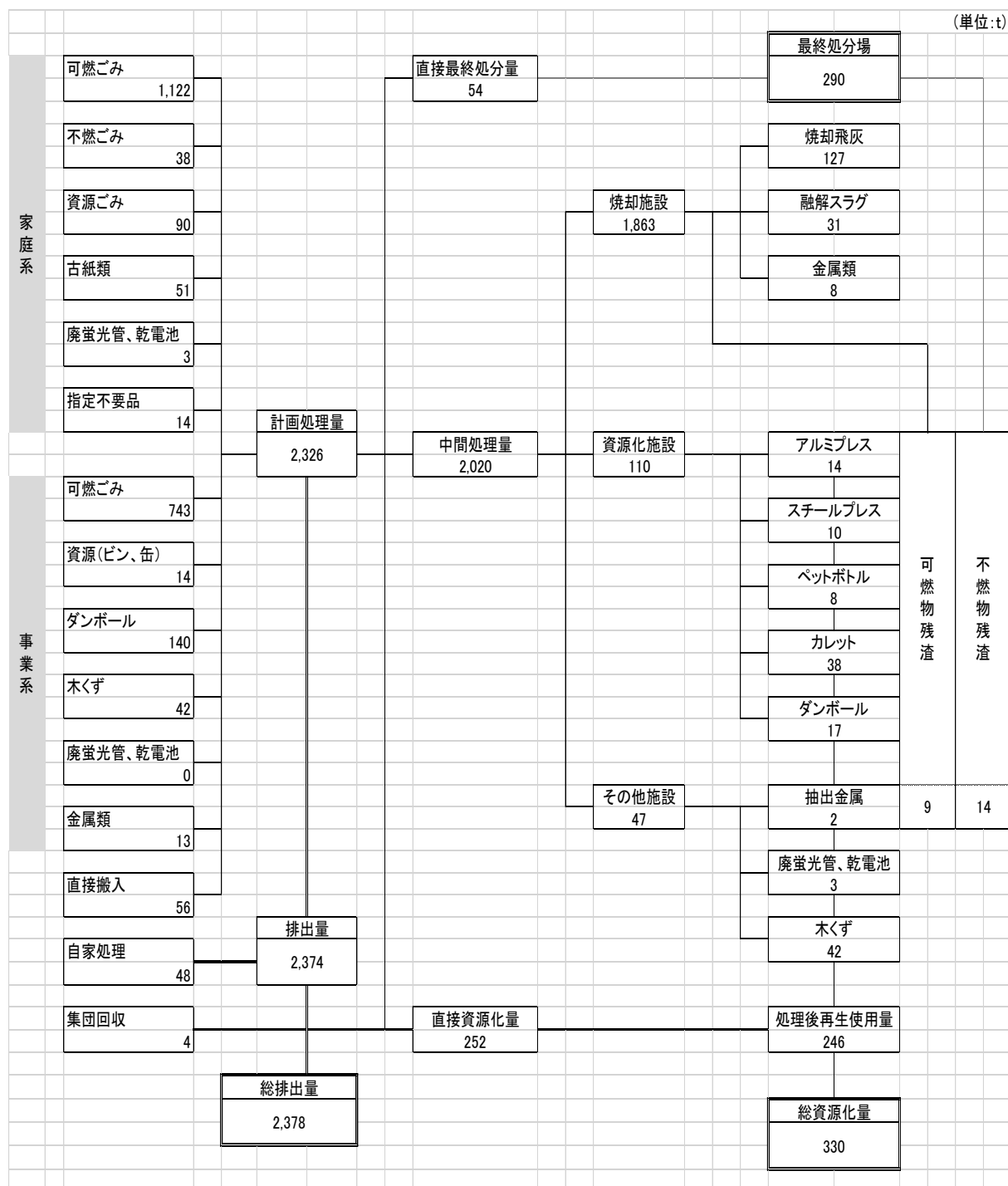
一般家庭から排出されるごみは、小坂町では「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源化物」、「指定不用品」の4区分に大分されます。このうち「資源化物」はさらに「金属類」、「ペットボトル」、「空ビン」、「古紙・ダンボール」、「廃蛍光管」、「廃乾電池」、「生ごみ」、「廃食油」細分され4区分11分別としています。また「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源化物」については、ステーション方式で収集しています。「指定不用品」、「廃蛍光管」については、春と秋の年2回とし、「廃乾電池」は9月の年1回のみとし、自己搬入については、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「廃食油」を可としています。

事業所から排出されるごみは、事業者自ら又は鹿角広域行政組合で許可した業者が収集運搬し、町では収集を行っていません。

区分		収集回数	収集対象物	備考
可燃ごみ		週2回	○生ごみ○紙くず○繊維くず○木くず	生ごみは水切りを徹底
			○革製品○プラスチック、ビニール、ゴム	木くずは50cm以内に切断
不燃ごみ		月1回	○ガラスくず類○電球、小型家電類	ガラス、刃物は紙等に
			○金属製工具、玩具○針金、釘、金物類	包んでから
			○化粧品、薬品等空ビン	
資源 化物	金属類	月2回	○空缶○金属製鍋及びふた○フライパン	
	ペットボトル	月2回		PETマークのついているものだけ
	空ビン	月2回		キャップをはずして
	古紙、ダンボール	月2回	○古新聞○古雑誌○ダンボール	
	廃蛍光管	年2回		
	廃乾電池	年1回		
	廃食油		家庭用廃食油	持ち込み
指定不要品		年2回	○スチール製のもの○自転車○スノーダンプ	指定不要品として
			○石油ストーブ○カーペット○掃除機	
			○扇風機○除湿器○マットレス○じゅうたん	
			○大型バック○大型プラスチック製のもの	

(2) ごみ処理の状況

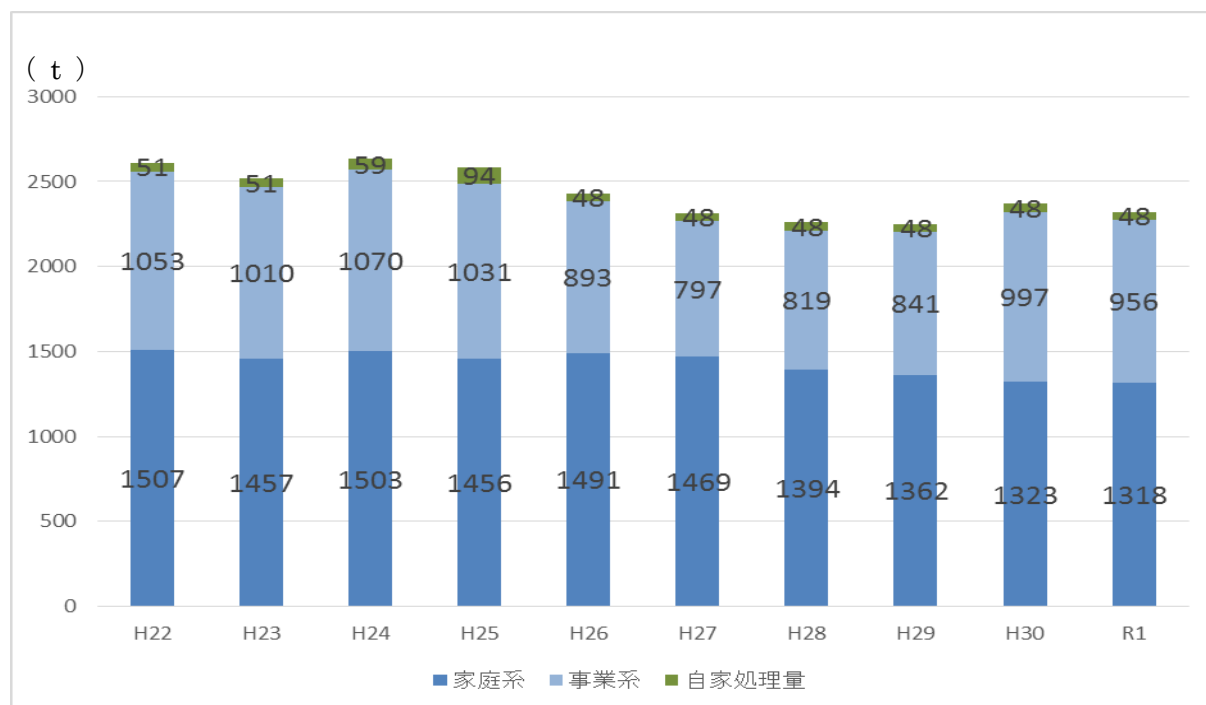
令和元年度の排出量は 2,378 t、ごみ総処理量は 2,326 t となっています。このうち、中間処理された量は、2,020 t、再生業者へ直接搬入された量は、252 t で総処理量の 97.6% を占めます。中間処理後に再生処理された量は 246 t で、これに直接資源化量と集団回収量を合計した 330 t が総資源化量であり、最終処分量は 290 t となっています。



(3) ごみ排出量の推移

ごみの排出量は、平成25年度までは横ばい傾向ですが、平成26年度以降はやや減少し、約2,300 t 前後で推移しています。家庭系はやや減少傾向ですが、事業系が平成26年度以降1000 t を下回っています。一人一日当たりのごみ総排出量は、令和元年度では1,297 g で、家庭系778 g、事業系519 g となっており、近年は1,200 g 前後で推移しています。

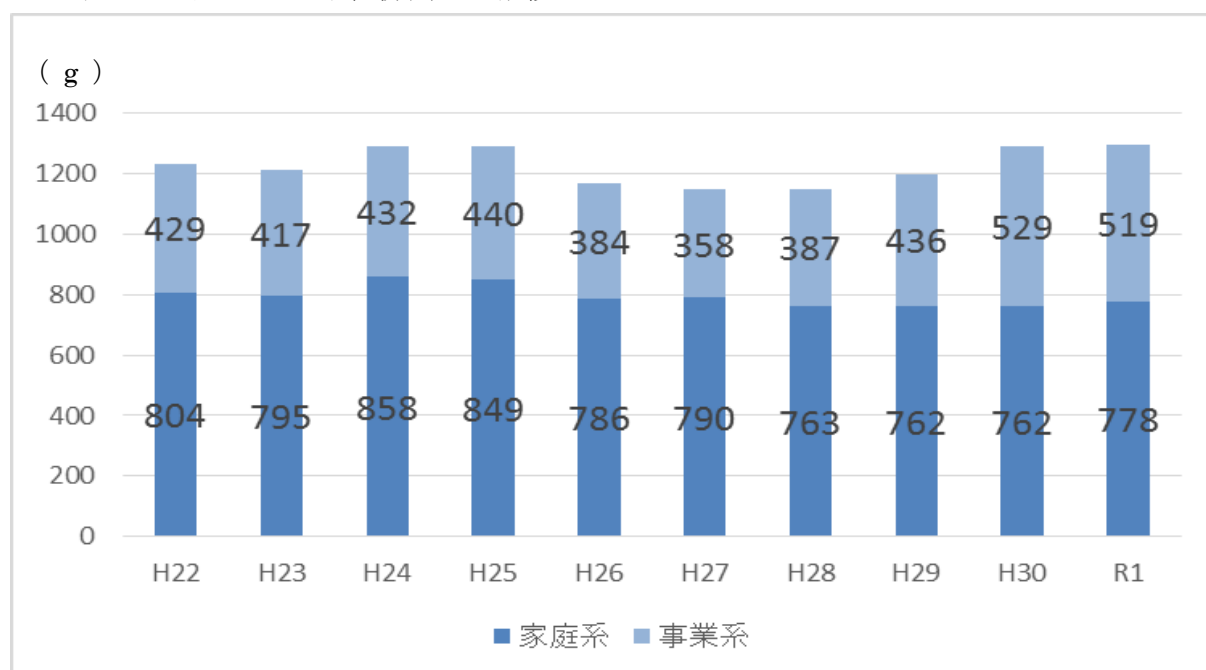
○ ごみ排出量の推移



※ごみ排出量とは、計画処理量（収集及び直接搬入）と自家処理の和を指します。

※ごみの総排出量とは、ごみ排出量と集団回収量の和を指します。(t)

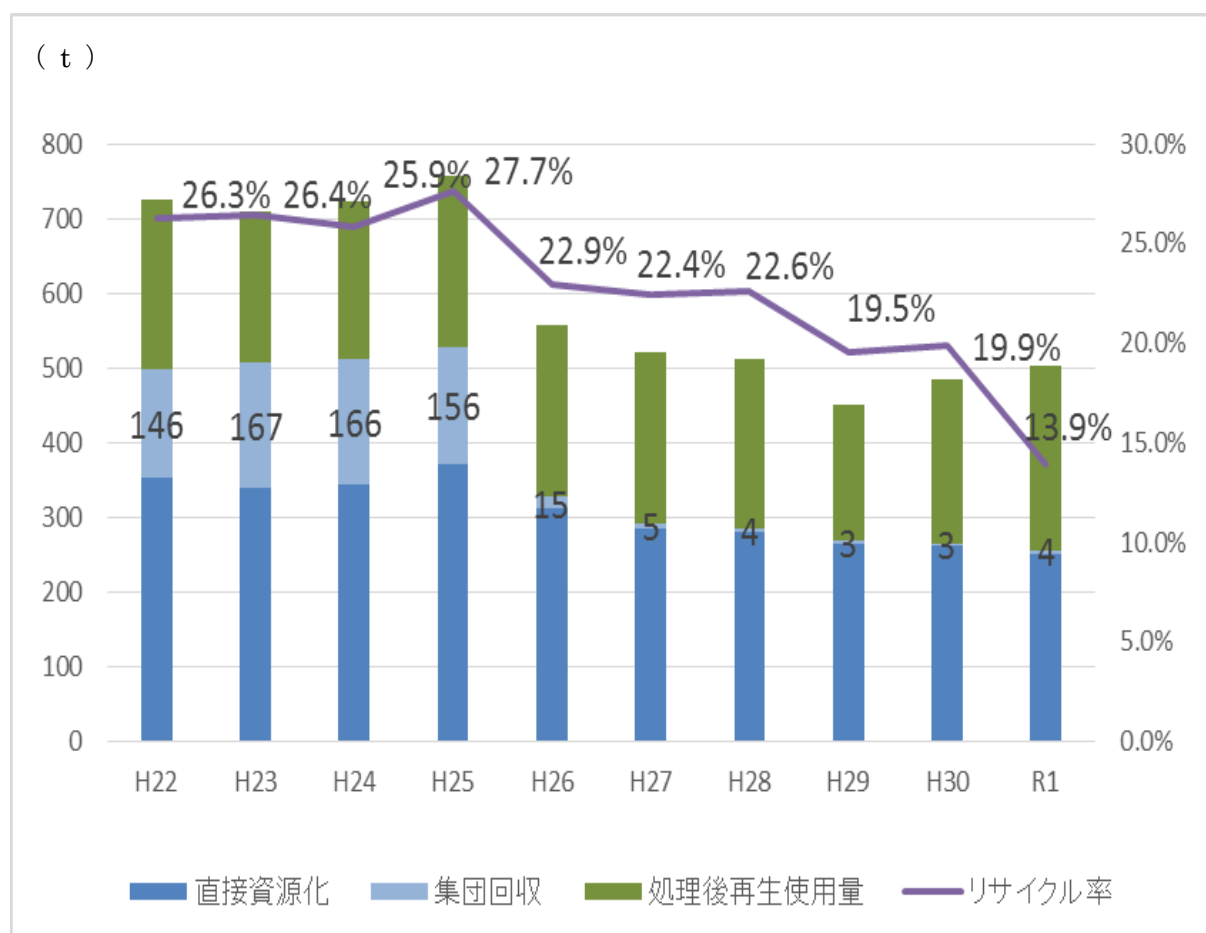
○ 一人一日当たりのごみ総排出量の推移



(4) 資源化の状況

小坂町では、資源ごみとして収集されるものだけでなく、中間処理施設において資源化できるものを回収することにより、リサイクル率の向上を図っています。令和元年度において、直接資源化量 252 t、集団回収量 4 t、処理後再生利用量 246 t、総資源化量は 330 t で、リサイクル率は 13.9% となっています。

○ 資源化の推移

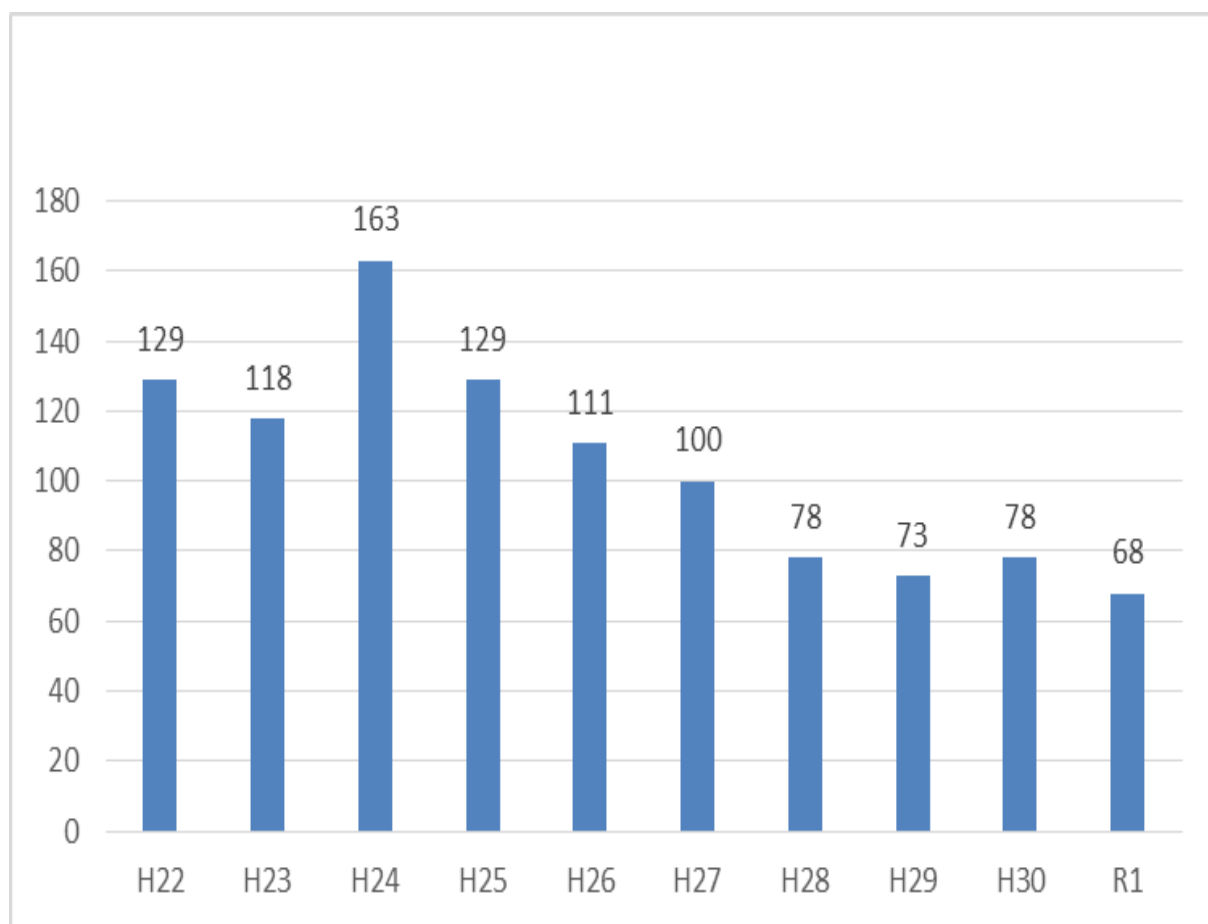


※ 直接資源化（自家処理量を含む）

※ リサイクル率＝（直接資源化＋集団回収＋処理後再生利用量）÷ 総排出量

（５）最終処分場の推移と耐用年数

最終処分量は、平成２４年度の 163 t をピークに減少傾向にあります。平成２４年度における最終処分場の埋立残余量は 69,940 m³と見込まれ、現在の水準で処理されても、埋立残余年数は約 100 年と推定されますが、鹿角広域行政組合で建設する中間処理施設（破碎処理施設）を経由し体積を減量化することにより、最終処分場の延命化をしていきます。



第2節 ごみ処理の課題

（１）ごみの排出抑制

町民のごみ処理やリサイクルへの理解度は高まっているものの、一人一日あたりのごみ排出量（家庭系のみ）は、ここ数年 780 g 前後で推移しています。事業系ごみの排出量も横ばい傾向にありますが、ごみを適正に処理する事業活動の徹底を図る必要があります。

ごみを出さないライフスタイル、事業活動へ転換していくため、町民・事業所・町のそれぞれが果たすべき役割を明確にし、互いに連携し合いながらごみ減量を進めていく推進体制の構築が必要であります。

（２）分別・リサイクル

ごみの分別意識の高まりからリサイクルへの意識も高まっているものと思われますが、率は下降傾向にあります。これは、これまでリサイクルの主であった生ごみの堆肥化が、平成 26 年に発生した豚流行性下痢（PED）の影響により、小坂クリーンセンターでの処理ができなくなったことが主因と考えられます。現在は、各家庭のコンポスト等で再利用や減量化を実施していますが、大きな効果がみられないため周知方法など検討していく必要があります。

近年のリサイクル技術の向上により、様々な資源が再利用可能になってきています。リサイクル率の向上のため、引き続きごみの分別徹底を啓発するとともに、現在、町で焼却処分しているプラスチック製容器包装など、再資源化については、今後も検討していく必要があります。

（３）収集運搬・処理

収集については、分別の区分ごとに収集形態、収集体制、収集回数、収集運搬量などについて検討し、適切な収集を行うことが可能な体制を確保する必要があります。

運搬については、小坂町の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬を行うことができるよう、運搬車の配車体制を整備する必要があります。併せて、地球温暖化対策等の観点から、収集車両の低公害化を推進する必要があります。

処理については、中間処理・最終処分におけるごみの発生抑制、再生利用の促進と効果の検証、分別区分の変更等を勘案し、ごみの減量化を図る必要があります。

中間処理施設の適正な運転管理に努め、計画的な整備を実施していきます。

第 3 章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本理念と基本方針

(1) 基本理念

町民・事業者・町の連携により、大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式や経済活動を見直し、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化、適正処分を進め、環境への負荷を可能な限り抑制するとともに、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

基本理念

町民・事業者・町の共働により循環型社会を構築します

(2) 基本方針

基本理念に基づき、循環型社会形成を推進するため、今後の廃棄物対策における3つの方針を定めます。

①町民、事業者、町（鹿角広域行政組合）の共働による廃棄物対策の推進

廃棄物の減量化、再資源化を進めるためには、自らの役割を認識して行動することが不可欠です。

町民、事業者、町の責務を明確にし、わかりやすい目標のもと、工夫と協力をしあいながら、ごみの減量化、再資源化に取り組みます。

②ごみの分別と再資源化の推進

町民、事業者がごみの減量化、再資源化へ参加しやすい取り組みを構築します。また、取り組みの結果を公表することにより、進捗度合の把握や評価に活用します。

③環境保全に配慮したごみ処理、まちづくりの推進

町民、事業者などの積極的な環境美化活動を図り、安全できれいなまちづくりを推進します。

（３）役割分担

町民、事業者、町（鹿角広域行政組合）の担う役割を以下のとおり整理し、施策や取り組みの円滑な推進を図ります。

◆町民の役割◆

排出者としての責任

- ・一人ひとりがごみの排出者としての自覚と責任をもち、ごみを出さない生活様式に見直します。
- ・分別収集のマナーの遵守や各種施策への参加など、ごみの減量化、適正処理に向けた取り組みに協力します。

◆事業者の役割◆

排出者としての責任

- ・自己処理責任の原則のもと、ごみの排出者としての自覚と責任を持ち、ごみを出さない事業活動へと見直します。
- ・ごみの減量化とともに、廃棄物の管理徹底と適正処分に努めます。

生産者としての責任

- ・生産、流通、販売等の各段階で、商品やサービスがごみにならないような工夫をします。
- ・資源物や処理困難物の率先した回収に努めます。

◆町（鹿角広域行政組合）の役割◆

ごみをださないための仕組みづくり（町）

- ・３Ｒ運動（※）を推進します。
- ・町民・事業者が参加できるシステムの構築を図ります。

各主体のコーディネート（町）

- ・町民・事業者の取り組みのコーディネーターとしての役割を果たします。

安全で効率的な収集運搬、適正処理・処分（鹿角広域行政組合）

- ・環境負荷低減に向けた収集運搬、処理・処分を行います。
- ・安全で効率的なシステムの構築と運用を図ります。

排出者としての責任

- ・ごみを出さない事業推進に努めます。

※ ３Ｒ運動

「**Reduce**（リデュース）：ごみの発生抑制」、「**Reuse**（リユース）：再利用」、「**Recycle**（リサイクル）：再資源化」

第2節 ごみ処理排出量の予測と数値目標

施策を実施するにあたり、ごみ減量化、再資源化について、将来の予測を踏まえて、次のとおり目標とする指標を定めます。

なお、目標とする指標を達成するために、計画の中間年である令和7年度の中間指標を設定し、進行管理、事業評価を行い、必要に応じて計画目標を見直します。

(1) ごみの減量化の将来予測と目標とする指標

① 町民1人1日あたりごみ排出量

令和1年度（基準）		令和7年度	令和12年度
1, 297 g	将来予測	1, 280 g	1, 265 g
	目標値	1, 271 g	1, 229 g

令和1年度（基準年）に対して

令和7年度	26 g（3%）削減
令和12年度	68 g（6%）削減

② ごみの排出量

令和1年度（基準）		令和7年度	令和12年度
2, 378 t	将来予測	2, 041 t	1, 856 t
	目標値	2, 003 t	1, 779 t

令和1年度（基準年）に対して

令和7年度	375 t（16%）削減
令和12年度	599 t（26%）削減

③ ごみの最終処分量

令和1年度（基準）		令和7年度	令和12年度
68 t	将来予測	57 t	52 t
	目標値	49 t	41 t

令和1年度（基準年）に対して

令和7年度	19 t（28%）削減
令和12年度	27 t（40%）削減

(2) 再資源化の将来予測と目標とする指標

① 総資源化量

令和1年度（基準）		令和7年度	令和12年度
330 t	将来予測	362 t	373 t
	目標値	379 t	372 t

③ 再資源化率

令和1年度（基準）		令和7年度	令和12年度
13.9%	将来予測	17.7%	20.1%
	目標値	18.9%	20.9%

令和1年度（基準年）に対して

令和7年度	+ 5%
令和12年度	+ 7%

◆目標とする指標の一覧

区 分	現 状	計 画	
	令和1年度	令和7年度	令和12年度
ごみ総排出量	2,378 t	2,003 t	1,779 t
一人一日あたりのごみ 排出量	1,297 g	1,271 g	1,229 g
総資源化量	330 t	379 t	372 t
リサイクル率	13.9%	18.9%	20.9%

人 口	4,950人	4,030人	3,455人
-----	--------	--------	--------

※人口推計は、住民基本台帳ベースの推計人口

第3節 目標達成に向けた施策と展開

■施策1 ごみの減量化と適正処理を推進します

① ごみの発生抑制の推進

- ごみの減量化に対する町民や事業者の意識向上と、ごみ減量行動を喚起する啓発活動を推進します。
- 事業者、町民にごみになりにくい商品の販売や利用を呼びかけていきます。

②排出ルール徹底と不法投棄の防止

- ごみの分別や排出者への指導など、排出ルールの徹底を図っていきます。
- 不法投棄監視員などの不法投棄監視体制の強化とともに、関係機関との連携を図りながら、不法投棄の防止対策を進めます。
- 環境美化に向けたクリーンアップ活動を積極的に推進します。

③事業者の適正なごみ処理の推進

- 事業者による自己回収処理を前提とした処理ルートの構築を求めます。
- 処理困難なごみ・排出禁止物の適正な処理ルートの確保を求めます。
- ごみを多量に排出する事業者を中心に、減量のための指導、助言を行います。

④ごみ処理費用のあり方の検討

- ごみ処理費用の負担のあり方を検討していきます。
- 粗大ごみの有料個別収集など、より効果的かつ適正な料金の徴収方法、処理手数料について研究していきます。

■施策２ 資源循環型のシステムを構築します

①再使用の推進

- リターナブル容器や詰め替え商品の使用を呼びかけ、再使用の普及・拡大を図ります。
- 再用品の周知、展示など、PRの機会の充実を図ります。
- グリーン購入運動（※）を進め、再生紙など再生材料で作られた製品の利用拡大を推進します。

②再資源化の推進

- 缶、びん、古紙、ペットボトルなど資源化物の分別徹底を呼びかけ、回収資源化物の質と再資源化率の向上を図ります。
- 廃食用油の回収をPRし、回収量の拡大、BDFの普及を図ります。
- 廃プラスチックの油化リサイクルシステムの構築を目指します。
- 小型電子電気機器の回収を継続します。
- 廃家電のリサイクルについて、一層の普及・啓発を図ります。

③リサイクル事業に関する調査・研究

- 効果的で安定的なリサイクルの仕組みを構築するため、新たなリサイクル事業に関して調査、研究を進めます。

④市民・事業者による主体的リサイクルの推進

- 資源の集団回収活動など、市民や事業者が主体的にリサイクルに参加しやすい仕組みづくりを検討します。
- リサイクルに取り組むための指導、助言を行います。
- 地域や自治会のリサイクル活動を支援します。

※グリーン購入運動

製品やサービスを購入する前に、省エネ型のものやリサイクル可能なものなど、環境に配慮したものを優先的に選択すること。

■施策 3 廃棄物処理施設を適正に整備します

①（仮称）不燃ごみリサイクルセンターの建設と最終処分場の延命化）

- 不燃ごみの破碎処理と選別による減量化と資源回収のため、中間処理施設となる「（仮称）不燃ごみリサイクルセンター」を建設し、令和4年度から稼働する予定です。
- 同センターの建設より、不燃ごみの中間処理が行われることとなり、最終処分量が現在の排出量の1／4程度まで減少するため、最終処分場の延命化が図られます。

②処理施設の適正な管理運営

- 安全で安定した廃棄物の処理及び再利用のため、焼却溶融施設の適正な管理及び整備を進めます。
- 最終処分場における地下浸透水の水質検査を継続し、周辺環境への影響について監視を行います。
- 万が一の事故等による処理施設が稼働不可能となりごみ処理に支障をきたす場合、あるいは不測の事態により施設の処理許容範囲を超過し処理に支障をきたす場合は、近隣の自治体とごみの受け入れに関して協議し、ごみ処理が滞らないようにします。近隣の自治体が同様の状況にある場合は可能な限り受け入れをし処理します。

③次期廃棄物処理施設の調査・研究

- 人口減少や多様な資源循環への対応が見込まれているため、今後のごみ処理排出量の予測をもとに、適正かつ持続可能な処理方法の調査・研究を行います。

施設名	稼働開始年	処理形式	処理区分
鹿角ごみ処理場	平成 14 年	流動床ガス化溶融炉	可燃ごみ（生ごみ、プラスチック）
ストックヤード	平成 26 年	—	溶融スラグ
鹿角資源化センター	平成 16 年	磁選・缶プレス・ペット減容化結束	ビン、缶、ペットボトル
小坂町不燃物投棄場	昭和 44 年	埋め立て	不燃ごみ、ガラスくず他
（仮称）不燃ごみリサイクルセンター	令和 4 年（予定）	磁選・破碎・選別	不燃ごみほか

[ごみ処理施設]

■施策4 環境学習を推進します

①町による率先的な行動の推進

- 町が、町民や事業者の模範となるよう、再生品の利用やごみの排出抑制、リサイクルなどの取り組みを進めます。

②町民・事業者が気軽に参加できる学習の場の提供

- 学習会や各種イベントの開催により、町民、事業者がごみ問題やその取り組みなどについて、気軽にふれ、考え合える場を提供します。
- 出前講座や学習会、各種広報媒体等を通じ、町民や事業者にごみに関する情報を積極的に提供し、ごみ減量、リサイクル等の実践行動を促進します。
- 教育機関と連携を図り、学校教育の場でのごみ減量・リサイクルの啓発を行います。

③人材と組織づくりの推進

- 町民・事業者・市民団体等が、環境活動の企画立案から事業化まで、自主的に取り組むことができるような人材育成や組織づくりを推進します。

④施策への町民参加の促進

- ごみの排出抑制、再資源化等、施策の推進にあたっては、町民や事業者の意見を聞くなど、町民参加型による施策の立案を図ります。